

## 自宅での療養について（お願い）

患者様につきましては、現在、ウイルスの消失が確認できていないものの、医学的に必ずしも入院治療が必要な状態にないことから、自宅での健康観察をお願いいただくことになりました。

療養先は自宅となりますが、療養期間中は感染期間（他者に感染させる状態）にあるため、外出や他者との面会は控えていただきますようお願いいたします。また、ご同居の方がいる場合は、家庭内隔離や感染防止対策の徹底についてもご協力をお願いいたします。

療養中は、ご自身での健康観察（定期的な検温や症状確認）にご協力をお願いいたします。北区保健所から、健康観察の連絡（電話）を適宜いたしますので、健康観察の電話には必ず出ていただきますようお願いいたします。

※連絡がつかない場合は、ご自宅（療養先）を訪問し、状況を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

療養の解除については、健康観察結果に基づき、北区保健所が決定いたします。

〒114-0001

東京都北区東十条 2-7-3

北区保健所保健予防課結核感染症係

Tel 03-3919-3102

